

令和5年5月吉日

会員各位

一般社団法人日本ボイラ協会福岡支部

支部長 村田 憲司

令和5年度本部表彰優良ボイラー技士等の推薦依頼の件

新緑の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。当支部の運営につきましては、日頃より、ご理解とご支援を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、首題の件に関しまして、本年度につきましても、下記表彰基準に基づき、該当者の方の、ご推薦方お願いいたします。

推薦されます方は当支部で選考の上、本部へ推薦する都合上、来る6月23日(金)までに当支部宛に関係書類をご提出願います。表彰される方は、11月10日(金)の神戸市で開催されます第61回全日本ボイラー大会において表彰されることになっております。

表彰の推薦は、①～⑤の5項目になります。

- ① ボイラー技士顕彰
- ② ボイラー管理優良事業場
- ③ 小型ボイラー等管理優良事業場
- ④ 優良ボイラー技士等(ボイラー技士、ボイラー溶接士、ボイラー整備士、ボイラー製缶士、ボイラー据付士)
- ⑤ 技術高度化奨励賞
- ⑥ ボイラー安全取扱推進賞、圧力容器安全取扱推進賞

(A) 優良ボイラー技士、ボイラー溶接士、ボイラー整備士、ボイラー製缶士、ボイラー据付士表彰基準

1. 候補者は一般社団法人日本ボイラ協会の会員事業所に所属するボイラー技士、ボイラー溶接士、ボイラー整備士、ボイラー製缶士(製缶作業に従事する者)又はボイラー据付士(据付作業に従事する者、ただし、基礎、配管のみを行うものを除く)とする。(表彰者数は福岡支部で5名程度)
2. ボイラー技士、ボイラー溶接士、ボイラー整備士、ボイラー製缶士、ボイラー据付士として20年以上勤務し、下記の条件を具備していること。
 - (1) 職場の責任ある地位(取扱作業主任者、班長、組長等これらに相当する地位)にあること。
 - (2) 責任観念が強く、業務成績が顕著で他の模範となるものであること。
 - (3) 職場の責任ある地位について、自己の職場から重大災害事故が発生しなかったこと。
 - (4) 支部長表彰等を受けた者であること。
 - (5) 技能免許制度のあるものについては、免許資格を有し、**免許取得後満20年を経ていること。**
 - (6) ボイラー技士については、原則として、過去5年以内における「労働安全衛生法第19条の2による能力向上教育若しくは同法第60条の2による安全衛生教育」を受講した者又は会長が定める講習を受講した者(表彰年度内に受講予定の者又は本部主催の同教育講師研修修了者を含む。)であること。
 - (7) ボイラー溶接士・ボイラー整備士については、(6)に規定する教育又はこれに準じた教育を受けたもの。(表彰年度内に受講予定の者を含む。)であること。

(B) 技術高度化奨励賞の表彰基準

1. 候補者は一般社団法人 日本ボイラ協会の会員事業所に所属する従業員又は賛助会員であること。
2. 過去3カ年において、ボイラー(小型貫流ボイラーを含む)、圧力容器、附属装置、燃焼装置等に関する優良な論文を本部・支部機関誌等及び他の研究会誌に発表したもの。

小型ボイラー等管理優良事業場表彰の施行について

当協会では、平成15年度から、「ボイラー管理優良事業場表彰」を行っているところですが、近年、中大型ボイラーを小型ボイラーの多缶設置に変更する等により、表彰基準に定める「作業主任者として一級ボイラー技士免許資格を必要とする設備を有すること」の要件を満たさない事業場が増加している状況に対応して、会員サービスの拡充を図るため、標記の表彰を設けることとし、平成26年4月1日から施行することにいたしました。

候補事業場の推薦は、別紙様式(福岡支部へメールして電子ファイルを入手してください)により行います。

(C) 小型ボイラー等管理優良事業場表彰基準

1. 候補事業場は、一般社団法人日本ボイラ協会会員事業場であること。
2. 小型ボイラー及びボイラー並びに小型圧力容器及び圧力容器(以下「小型ボイラー等」)の安全管理体制が確立され、過去にボイラー等に関係した重大災害を発生していないこと。
3. 小型ボイラー等の点検・整備が励行され、小型ボイラー等の周囲が整理・整頓されていること。
4. 小型ボイラー等の環境保全に積極的に取り組み著しい成果をあげていること。
5. 小型ボイラー等の安全運転、小型ボイラー等の省エネルギーに積極的に取り組み著しい成果をあげていること。
6. ISO9000 シリーズ又は 14000 シリーズ又は 45000 シリーズの認証を取得している等安全、環境等に関する体系的な管理活動が適切に行われていること。
7. 伝熱面積の合計が 25 m²(貫流ボイラーにあつては伝熱面積に 10 分の 1 を乗じた値を当該ボイラーの伝熱面積とする。)以上である小型ボイラー等の設備を有すること。
8. 10 年以上小型ボイラー等の運転の経験を有するボイラー技士であつて、原則として、過去 5 年以内における「労働安全衛生法第 19 条の 2 による能力向上教育若しくは同法第 60 条の 2 による安全衛生教育」を受講したもの又は会長が定める講習を受講したもの(表彰年度内に受講予定の者又は本部主催の同教育講師修了者を含む。)がいること。

◎ 推薦手続

優良ボイラー技士、ボイラー溶接士、ボイラー整備士、ボイラー製缶士、ボイラー据付士については下記書類を作成添付して提出してください。

- (1) 候補者推薦者(別紙様式 1)
- (2) 事業場調査表
- (3) 本人自筆の履歴書
- (4) 勤務先の推薦状
- (5) 免許証の写し (注) 1. 推薦書提出の部課名、担当者名、電話番号を明記してください。

送り先 〒812-0038 福岡市博多区祇園町 1-28 一般社団法人日本ボイラ協会福岡支部

不明の点がありましたらお尋ねください。(電話 092-710-5225 FAX:092-710-7703)

福岡支部メールアドレス：info@boilerfk.com [https:// www.boilerfk.com](https://www.boilerfk.com)

※各様式が必要な場合は、日本ボイラ協会福岡支部へご連絡願います。